

# 七条中学校だより5月6号

京都市立七条中学校

令和8年5月13日

発行：校長 林 秀雄

## 「基本的人権の尊重」とは何だろう

5月は憲法月間です。これまで学校だよりでは、「いじめ」や「SNSの使い方」について、みなさん一人ひとりに問いかけてきました。今回は、憲法の中でも最も大切な考え方の一つ、「基本的人権の尊重」について（これまでの内容と重なる部分もありますが）考えてみたいと思います。

基本的人権とは、【すべての人が生まれながらに持っている、決して侵してはならない「人間らしく生きる権利」】です。年齢、性別、国籍、考え方、障がい、得意・不得意等に関係なく、誰もが持っている大切な権利です。では、みなさんの身の回りでは、この「基本的人権」は守られているのでしょうか。

例えば、

- ・話したいことを、安心して話せていますか。
- ・自分の意見を言ったとき、からかわれたり、否定されたりしていませんか。
- ・クラスや部活動で、「みんなと違う」という理由だけで、誰かが仲間外れにされていませんか。

また、こんな場面はどうでしょう。

- ・失敗した人を、笑ったり、責めたりしていませんか。
- ・相手の立場や気持ちを考えずに、きつい言葉を使っていませんか。
- ・SNSでの一言が、誰かの心を深く傷つけていないでしょうか。

基本的人権は、自分が守られるだけのものではありません。自分が相手をどう扱うか、どんな言葉を使うか、その一つ一つが、相手の人権を守ることに、傷つけることにもつながります。「自分は悪気がなかった」「冗談のつもりだった」その言葉で相手の心が傷ついたとしたら、それは人権が軽く扱われてしまったこととなります。人権を尊重するとは、相手の心を想像し、大切にしようとする姿勢そのものなのです。

学校は、学力だけを伸ばす場所ではありません。お互いの違いを認め合い、誰もが安心して過ごせる場所であることが、とても大切です。そのためには、一人一人が、「自分の行動は、人権を大切にしているだろうか」と考えることが必要です。今日一日を振り返ってみてください。

- ・自分の言動は、誰かを大切にしていたでしょうか。
- ・守られていない人権に、気づいて見過ごしていませんか。

憲法月間のこの時間に、ぜひ一人ひとりが、自分の身の回りにある「基本的人権」について、考えてみてください。

## 地域の一員としての行動を見直そう

新年度が始まってから今日までの間に、地域の方々から、皆さんの学校生活や放課後の過ごし方について、いくつかのお叱りやご心配の声为学校に寄せられています。

具体的には、・公園で、禁止されているボール遊びなどの危険な行為を行い、他の利用者や周辺のお宅に迷惑をかけていること・登下校中に道いっばいに広がって歩き、通行の妨げになっていること・道路上や他人の家の前などに長時間たむろし、周囲に迷惑をかけていること・信号無視や横断歩道のない場所での横断など、命に関わる危険な行為などが挙げられています。

その都度、学校でも注意喚起や指導を行ってきましたが、残念ながら同様の通報が複数回寄せられている状況です。皆さんは、七条中学校の生徒である前に、地域の一員です。地域の方々は、皆さんの安全を願い、日々の生活を共にしている大切な存在です。マナーやルールを守らない行動は、他人にケガをさせたり、他人の財産に損害を与えたり、自分自身にも危険なことが起きたりするかもしれません。今一度、次のことを心に留めて行動してください。・公園や公共の場所では、決められたルールを必ず守る・登下校中は、周囲の人や車のことを考え、通行の妨げにならないよう適切な間隔で歩く・道路や私有地では、立ち止まったり、たむろしたりしない・交通ルールを守り、自分の命を大切に取る

「自分一人くらい」「少しの時間だけ」という気の緩みが、大きな事故やトラブルにつながる可能性があります。同じ地域に暮らす者同士として、お互いが気持ちよく生活できるよう、思いやりある行動を強く期待しています。

【保護者の皆様へ】

ご家庭でも、ぜひ日常生活でのマナーや安全について話題にいただければ幸いです。学校と家庭、地域が力を合わせ、子供たちの成長を支えていきたいと考えています。